

## 令和 5 年 一 級 建 築 士 試 験 の 施 行 に つ い て

建 築 士 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 202 号 ） 第 13 条 の 規 定 に よ り 、 令 和 5 年 一 級 建 築 士 試 験 を 次 の と お り 施 行 す る 。

な お 、 試 験 の 実 施 に 関 す る 事 務 は 、 建 築 士 法 第 15 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 中 央 指 定 試 験 機 関 で あ る 公 益 財 団 法 人 建 築 技 術 教 育 普 及 セ ン タ ー （ 以 下 「 セ ン タ ー 」 と い う 。 ） に 行 わ せ る 。

令 和 5 年 3 月 1 日

国 土 交 通 大 臣 齊 藤 鉄 夫

### 1 試 験 日 及 び 時 間

#### ( 1 ) 「 学 科 の 試 験 」

令 和 5 年 7 月 23 日 （ 日 ）

学 科 I （ 計 画 ） 及 び 学 科 II （ 環 境 ・ 設 備 ）

9 : 45 ~ 11 : 45 （ 2 時 間 ）

学 科 III （ 法 規 ）

12 : 55 ~ 14 : 40 （ 1 時 間 45 分 ）

学 科 IV （ 構 造 ） 及 び 学 科 V （ 施 工 ）

15 : 10 ~ 17 : 55 （ 2 時 間 45 分 ）

#### ( 2 ) 「 設 計 製 図 の 試 験 」

令 和 5 年 10 月 8 日 （ 日 ）

11 : 00 ~ 17 : 30 （ 6 時 間 30 分 ）

### 2 試 験 地

( 1 ) 「 学 科 の 試 験 」 の 試 験 地 は 、 受 験 者 の 受 験 申 込 時 に お け る 住 所 地 の 都 道 府 県 に よ り 別 表 1 の と お り と す る 。

( 2 ) 「 設 計 製 図 の 試 験 」 の 試 験 地 は 、 受 験 者 の 受 験 申 込 時 に お け る 住 所 地 の 都 道 府 県 に よ

り別表2のとおりとする。

### 3 受験申込手続

#### (1) インターネットによる受験申込

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

#### (2) 受験申込受付期間及び時間

(イ) 期間 令和5年4月3日(月)から  
令和5年4月17日(月)まで

(ロ) 時間 受付開始日の午前10時から受  
付終了日の午後4時まで

#### (3) 受験申込方法

センターのホームページ(「<https://www.jaeic.or.jp/>」以下同様。)において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和5年4月10日(月)までにセンター本部に申し出ること。

### 4 受験票の交付等

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。以下同様。)については、原則として、令和5年7月7日(金)頃から、受験有資格者にマイページ(※)において交付する。(※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ)

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和5年7月7日(金)頃、受験有資格者に発送する。

## 5 試験地の変更

試験地の変更は、原則として認めない。

ただし、転勤等のやむを得ない事情があり、かつ、センターあてに文書で申請（「学科の試験」については令和5年6月14日（水）まで、「設計製図の試験」については令和5年9月1日（金）まで）し、その承認を受けた者に限り試験地の変更を認める。

## 6 合格者の発表及び合否の通知

合格者の発表日は、令和5年12月25日（月）（予定）。なお、「学科の試験」については、令和5年8月30日（水）（予定）。

合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。

合否の通知の発送日は、令和5年12月25日（月）（予定）。なお、「学科の試験」については、令和5年9月5日（火）（予定）。

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

## 7 合格基準点等の公表

合格者の発表の際に、国土交通大臣の定めた合格基準点等をセンターのホームページに公表する。

## 8 その他

（1）設計製図の課題は、令和5年7月21日（金）頃からセンターのホームページに公表する。

（2）受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ

受験申込時にその旨を申し出ること。

別表1 「学科の試験」の試験地

都道府県名	試験地
北海道（網走、釧路、十勝及び根室支庁の管轄区域）	北見市
北海道（上記以外の各支庁の管轄区域）	札幌市
青森	青森市
岩手	盛岡市
宮城	仙台市
秋田	秋田市
山形	山形市
福島	郡山市
茨城	水戸市
栃木	宇都宮市
群馬	前橋市
埼玉	さいたま市
埼玉	草加市
埼玉	飯能市
千葉	千葉市
千葉	習志野市
東京	東京都
神奈川	川崎市
神奈川	横浜市
山梨	甲府市

長野  
新潟  
新潟  
富山  
石川  
福井  
岐阜  
静岡  
愛知  
三重  
滋賀  
京都  
大阪  
大阪  
兵庫  
奈良  
和歌山  
鳥取  
島根  
岡山  
広島  
山口  
徳島  
香川  
愛媛

松本市  
新潟市  
長岡市  
富山市  
金沢市  
福井市  
各務原市  
静岡市  
名古屋市  
津市  
草津市  
京都市  
寝屋川市  
吹田市  
神戸市  
天理市  
和歌山市  
倉吉市  
松江市  
岡山市  
広島市  
山口市  
徳島市  
高松市  
松山市

高 知	高 知 市
福 岡	福 岡 市
佐 賀	佐 賀 市
長 崎	長 崎 市
熊 本	熊 本 市
大 分	大 分 市
宮 崎	宮 崎 市
鹿 児 島	鹿 児 島 市
沖 縄	沖 縄 市

(注) 試験地は、原則として上記都市内に設けるが、試験地等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

別表2 「設計製図の試験」の試験地

都道府県名	試験地
北海道	札幌市
青 森	青 森 市
岩 手	盛 岡 市
宮 城	仙 台 市
秋 田	秋 田 市
山 形	山 形 市
福 島	郡 山 市
茨 城	水 戸 市
栃 木	宇 都 宮 市
群 馬	高 崎 市
埼 玉	さいたま市

千 葉  
東 京  
神 奈 川  
山 梨  
長 野  
新 潟  
富 山  
石 川  
福 井  
岐 阜  
静 岡  
愛 知  
三 重  
滋 賀  
京 都  
大 阪  
兵 庫  
奈 良  
和 歌 山  
鳥 取  
島 根  
岡 山  
広 島  
山 口  
徳 島

習 志 野 市  
東 京 都  
川 崎 市  
甲 府 市  
松 本 市  
新 潟 市  
富 山 市  
金 沢 市  
福 井 市  
各 務 原 市  
静 岡 市  
名 古 屋 市  
津 市  
草 津 市  
京 都 市  
大 阪 市  
神 戸 市  
天 理 市  
和 歌 山 市  
倉 吉 市  
松 江 市  
岡 山 市  
広 島 市  
山 口 市  
徳 島 市

香 川	高 松 市
愛 媛	松 山 市
高 知	高 知 市
福 岡	福 岡 市
佐 賀	佐 賀 市
長 崎	長 崎 市
熊 本	熊 本 市
大 分	大 分 市
宮 崎	宮 崎 市
鹿 児 島	鹿 児 島 市
沖 縄	沖 縄 市

(注) 試験地は、原則として上記都市内に設けるが、試験地等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。